

## 平成 20 年度金融庁政策評価実施計画

「行政機関が行う政策の評価に関する法律」（平成 13 年法律第 86 号）第 7 条の規定に基づき、金融庁が行う政策評価に関する実施計画を以下のとおり定める。

### 1. 計画期間

本実施計画の計画期間は、平成 20 年 7 月 1 日から平成 21 年 6 月 30 日までとする。

### 2. 平成 20 年度における政策評価の取組み方針

金融庁における政策評価は、「金融庁における政策評価に関する基本計画」（平成 20 年 7 月 3 日金融庁訓令第 18 号。以下、「基本計画」という。計画期間：平成 20 年 7 月 1 日～平成 24 年 3 月 31 日。）を策定のうえ、各年、「金融庁政策評価実施計画」（以下、「実施計画」という。）を策定し、この実施計画に沿って実施しているところである。

平成 20 年度においては、実績評価方式による評価を実施するとともに、事業評価方式による評価、総合評価方式による評価も併せて実施する。また、閣議決定等に基づき、政策評価と予算との連携強化を引き続き図って行く。

### 3. 実績評価方式による評価

#### (1) 評価対象とする政策の設定及び目標の設定に当たっての考え方

金融庁が実施する政策評価に関する計画は、金融庁設置法第 3 条に基づく法定任務を政策評価の対象の最上位体系（「基本政策」）として位置付け、「基本政策」の下、中期的な施策の目標として「施策目標」を定め、施策目標を実現するための「施策」を定めている。さらに、本実施計画の計画期間中に取り組む「平成 20 年度主な事務事業」を定めている。

各施策の達成すべき目標については、各施策ごとに可能な限りアウトカム（行政活動の結果として国民生活や社会経済にもたらされた成果）の視点から評価できるように「達成目標」を設定している。

#### (2) 実績評価の対象とする施策

別紙 1 「実績評価における基本政策・施策等一覧」で示した「施策」を実績評価の単位とする。また、「経済財政改革の基本方針 2007」（平成 19 年 6 月 19 日閣議決定）において、「政策ごとに予算と決算を結び付け、予算とその成果を評価できるように、予算書・決算書の表示科目の単位（項・事項）と政策評価

の単位とを対応させる等の見直しを行い、平成 20 年度予算から実施する」とされていることを受けて必要な対応を実施する。

(3) 平成 20 年度主な事務事業の策定方針

金融庁においては、我が国金融・資本市場の競争力を強化するため、「経済財政改革の基本方針 2007」に基づき、平成 19 年 12 月 21 日に「金融・資本市場競争力強化プラン」を取りまとめたところであるが、同プランで掲げられた方策は、平成 20 年度において具体的に取り組む事務事業として整理を図った。

なお、本実施計画に掲げた施策等は、本実施計画策定時に見込まれるものであり、その後の状況の変化により変更があり得る。

(4) 評価の方法等

本実施計画の計画期間終了後、各施策に係る平成 20 年度の取組み状況を踏まえつつ、各施策ごとに設定した測定指標あるいは参考指標（注）に照らして達成目標の達成度合いの評価を実施する。

評価に当たっては、別紙 3「評価の判断基準」を参考とする。更に、評価結果が国民に分かりやすいものとなるよう、取組みの成果が上がっているかどうかについて、また、今後の取組み方針について端的な結論を付すこととし、その記述に当たっては、別紙 4「端的な結論の基本類型」を参考とする。

平成 20 年度実績評価書は、平成 21 年 8 月末を目途として作成・公表する。

（注）参考指標とは、達成目標の達成度を直接的には測定できないが、達成目標の達成度を測定するための参考となる指標として設定している。

(5) 意見募集

評価対象とする施策、測定指標等及び評価の方法に関しては、インターネット等により幅広く意見を募集する。

#### 4. 事業評価方式による評価

新たな事業あるいは拡充を予定している事業のうち、社会的影響又は予算規模の大きい事業、及びこれに準ずるもので社会的影響の大きい政策については事前評価を実施する。また、過去に事前評価を実施し平成 20 年度に効果が発現する事業については事後評価を実施する。

なお、成果重視事業については、効果の発現の有無に関わらず、事後評価を実施する。

#### 5. 総合評価方式による評価

「金融システム改革（日本版ビッグバン）」についての総合評価を引き続き実施する。

## 6. 規制の事前評価

金融・資本市場の規制の質的向上を図るとともに、国民への説明責任を果たすため、平成19年10月から実施が義務付けられた法律・政令に基づく規制の新設・改廃に係る規制の事前評価（R I A）については、政策効果の把握の手法等について引き続き研究・開発を進めつつ、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」等に基づき適切に実施していくこととする。

なお、平成20年度主な事務事業のうち、規制の事前評価の対象となると考えられるものについては、〔R I A〕の記号を付している。

基本政策	施策目標	施策	平成20年度主な事務事業
I 金融機能の安定の確保	1 金融機関が健全に経営されていること	(1) 金融機関を巡る状況の変化に対応した、効果的・効率的なオフサイト・モニタリングの実施	① 効果的・効率的なオフサイト・モニタリングの実施 ② 金融機関のリスク管理の高度化 ③ 金融コングロマリットに対するモニタリングの実施 ④ 早期健全化法及び金融機能強化法の適切な運用 ⑤ 市場動向等の的確な把握と効果的な行政対応
		(2) 金融機関を巡る状況の変化に対応した、効果的・効率的な検査の実施	① 重点的・機動的な検査に向けた取り組み ② 金融実態に応じた的確な金融検査の実施 ③ 金融検査評価制度の運用
	2 金融システムの安定が確保されていること	(1) 預金等定額保護下における円滑な破綻処理のための態勢整備及びシステミックリスクの未然防止	① 預金保険制度の周知及び適切な運用 ② 円滑な破綻処理のための態勢整備
		(2) 国際的な金融監督のルール策定等への貢献	① 国際金融監督機関における国際的なルール策定等への積極的な貢献等 ② 海外監督当局との連携強化等 ③ マネー・ローンダリング対策及びテロ資金対策の国際的取り組みへの貢献
		(3) 新興市場国の金融当局への技術支援	① 新興市場国の金融行政担当者を対象とした研修事業等の実施 ② アジア地域成長への貢献に向けた現状把握等
	II 預金者、保険契約者、投資者等の保護	1 金融サービスの利用者（預金者・保険契約者・投資者等）が安心してそのサービスを利用できること	(1) 金融実態に即した利用者保護ルール等の整備・徹底
(2) 利用者保護のための情報提供・相談等の枠組みの充実			① 金融経済教育の充実 ② 当局における相談体制並びに業界団体・自主規制機関における相談体制及び苦情・紛争解決支援体制の整備・充実 ③ 金融行政に関する広報の充実 ④ 多重債務者のための相談体制等の整備
(3) 金融機関等の法令等遵守態勢の確立			① 金融機関等の法令等遵守に対する厳正な対応 ② 金融商品取引業における自主規制機能の強化の促進 ③ 貸金業者等に対する適切な監督
(4) 金融関連の犯罪に対する厳正かつ適正な対応			① 不正口座利用に関する金融機関等への情報提供 ② 振り込み詐欺救済法の円滑な運用（再掲） ③ 偽造キャッシュカード等による被害の防止等のための対策の強化・フォローアップ（再掲）

達成目標	測定指標	目標値	参考指標
金融機関の業務の健全かつ適切な運営を確保すること	・各業態の健全性指標<自己資本比率等>	—	・公的資金の返済額 ・各業態の不良債権比率
金融機関の業務の健全かつ適切な運営を確保すること	・オフサイト検査モニターアンケート（評価制度に関する項目）結果のうち「1」または「2」と回答された割合 ・検査実績件数 ・検査指摘内容	前年度の水準を維持 — —	・評価結果の分布状況 ・各業態の健全性指標<自己資本比率等> ・各業態の不良債権比率
預金等定額保護下における円滑な破綻処理のための態勢整備及びシステミックリスクの未然防止が図られること	・アンケート調査等による預金保険制度の国民の認知度 ※金融広報中央委員会「家計の金融行動に関する世論調査」	前年度実績を維持	・りそなグループの経営健全化計画の履行状況報告のフォローアップ・公表等の状況 ・各寄せ検査数
国際的な金融監督のルール策定等へ積極的に参加することを通じて国際金融システムの安定と発展に資すること	・金融庁が参画している各国際金融監督機関等における基準・指針等の策定数	前年度実績を維持	・各国際金融監督機関等の主催会議への出席回数
アジアの新興市場国の金融当局の能力向上を図ること	・研修生に対するアンケート調査の結果	研修が有用である旨の評価が概ね7割以上	・研修事業等の実施実績
金融サービスの利用者保護の仕組みが確保され、適切に運用されていること	・金融サービス利用者相談室における相談等の受付状況<内容・件数> ・各業界団体における苦情・相談の受付状況<内容・件数> ・PIONEERにおける金融関連の消費生活相談情報の状況 ・振り込み詐欺救済法に基づく被害者への分配状況<件数・金額> ・偽造・盗難キャッシュカード等被害に係る補償状況	— — — — —	・無担保無保証借入の残高がある者の借入件数毎登録状況
利用者が各種金融サービスの特性や利用者保護の仕組みについて理解していること	・国民の金融知識の状況 ※金融広報中央委員会「金融に関する消費者アンケート調査」等 ・シンポジウムの開催実績 ・パンフレットの配布実績 ・金融サービス利用者相談室における相談等の受付状況<内容・件数>	前回調査時より向上 — — —	・金融庁ウェブサイトへのアクセス件数 ・金融庁ウェブサイトへの新着情報メール配信サービス登録件数
金融機関等の法令等遵守態勢が確立されることにより、利用者保護が図られること	・金融サービス利用者相談室における相談等の受付状況<内容・件数>	—	・行政処分の実施状況<内容・件数> ・金融業界との意見交換会の開催実績 ・認定投資者保護団体の認定の申請件数
金融機関の預貯金口座に関する犯罪を未然に防止するとともに、その被害者の保護を図ること	・口座不正利用に伴う口座の利用停止・強制解約等件数 ※全国銀行協会公表資料 ・金融機関への口座不正利用に係る情報提供件数 ・振り込み詐欺救済法に基づく被害者への分配状況<件数・金額> ・偽造・盗難キャッシュカード等被害に係る補償状況 ・金融機関の各種セキュリティ対策等の実施率	— — — — 前年度実績より向上	

基本政策	施策目標	施策	平成20年度主な事務事業
	2 公正、透明な市場を確立し維持すること	(1) 取引の公正を確保し、投資者の信頼を保持するための市場監視	① 金融・資本市場に関する包括的かつ機動的な市場監視 ② 金融商品取引業者に対する的確かつ効率的な検査の実施 ③ 違反行為の実効的抑止のための課徴金制度の見直し ④ 不正取引に対する迅速・効率的な課徴金調査の実施 ⑤ ディスクロージャー違反に対する迅速・効率的な開示検査の実施 ⑥ 犯則事件に対する厳正な調査の実施
		(2) 市場の公正性・透明性の確保に向けた市場関係者の自主的な取組みの促進	① 自主規制機関との適切な連携等 ② 取引所におけるコーポレート・ガバナンス強化や自主規制機能の強化への取組み
		(3) 市場の透明性確保に向けた会計制度の整備	① 会計基準の国際的な収斂・相互承認の推進
		(4) 金融商品取引法に基づくディスクロージャーの充実	① 金融商品取引法上のディスクロージャー制度の円滑な施行・E D I N E Tの整備 ② 格付会社のあり方についての検討
		(5) 公認会計士監査の充実・強化	① 監査基準等の整備に係る対応 ② 公認会計士・監査法人等に対する適切な監督 ③ 品質管理レビューの的確な審査及び監査法人等に対する的確な検査等 ④ 諸外国の監査監督機関との協力・連携 ⑤ 公認会計士試験の実施の改善
Ⅲ 円滑な金融等	1 活力のある市場を構築すること	(1) 多様な資金運用・調達機会の提供に向けた制度設計	① 金融商品・サービスの販売チャネルの拡大 ② 取引所における取扱商品の多様化 ③ プロに限定した取引の活発化
		(2) 決済システム等の整備	① 大口資金取引のR T G S化や全銀システムの利便性等の向上に向けた取組み ② 振替制度の円滑な実施に向けた取組み ③ 決済に関する新しいサービスの制度的枠組みのあり方についての検討 ④ 電子記録債権制度の円滑な導入に向けた取組み ⑤ 金融機関のI T投資プロセスの透明性確保、コストパフォーマンス及びリスクマネジメント能力向上の促進
		(3) 専門性の高い人材の育成等	① 高度かつ実践的な金融教育の充実 ② 公認会計士試験の実施の改善（再掲） ③ 金融専門人材の育成
		(4) 個人投資家の参加拡大	① 安心して投資できる環境の整備 ② 「貯蓄から投資へ」の流れを促進するための税制面の環境整備 ③ 金融分野における裁判外の苦情・紛争解決支援制度等の充実 ④ 金融経済教育の充実（再掲） ⑤ E T F（上場投資信託）の多様化

達成目標	測定指標	目標値	参考指標
市場監視を適正に行うことにより、投資者の信頼を保持し、取引の公正を確保すること	・情報受付件数 ・取引審査実施件数 ・証券検査実施件数	— — —	・証券検査に係る勧告の実施状況＜内容・件数＞ ・課徴金調査に係る勧告の実施状況＜内容・件数＞ ・開示検査に係る勧告の実施状況＜内容・件数＞ ・犯則事件の告発の実施状況＜内容・件数＞ ・課徴金納付命令件数 ・証券取引等監視委員会の活動状況に関する投資者・消費者に対する講演会等の実施件数
市場関係者の自主的な取組みが強化されることにより、市場の公正性・透明性が確保されること	・金融サービス利用者相談室における相談等の受付状況＜内容・件数＞ ・認定投資者保護団体の認定の申請件数	— —	・関係者との意見交換会の開催実績
金融・資本取引や企業活動の国際化等の状況を踏まえた会計制度の整備を図ることにより、我が国市場の公正性・透明性の確保の向上に資すること	・A S B Jのコンバージェンスに対する取組状況＜A S B Jプロジェクト計画表の進捗度＞	同計画表に掲げた取組み内容を参照する	・コンバージェンスに係る会合等の開催実績 ・海外当局との対話等の実績
投資者に対し投資判断に必要な情報が適切に提供されること	・E D I N E Tサイトへのアクセス件数	—	・格付会社等に関する国際会議等への出席回数 ・有価証券報告書及び臨時報告書の提出件数 ・大量保有報告書の提出件数
厳正な会計監査の確保を図ること	・監査法人等に対する品質管理レビューの審査及び検査の実施状況＜報告受理件数、審査件数、立入検査件数＞	—	・公認会計士等に対する行政処分の実施状況＜内容・件数＞ ・監査法人等に対する検査に係る勧告の実施状況＜内容・件数＞ ・公認会計士・監査審査会の開催回数 ・海外監査監督機関との意見交換の実績 ・講演会等の実施回数
多様で良質な金融商品・サービスが提供されること	・金融サービス利用者相談室における相談等の受付状況＜内容・件数＞ ・平成20年度末現在、届出を行って適格機関投資家となっている者の数 ・E T Fの上場数	— — —	・預金取扱金融機関、保険会社、証券会社の店舗数 ・銀行代理業等の許可件数 ・証券仲介業の登録件数 ・信託業の免許・登録件数 ・銀行における投資信託の窓販の販売額
安全かつ効率的で利便性の高い決済システム等を構築すること	・平成23年度を目標とするR T G S化や全銀システムの利便性等の向上に向けた進捗状況 ・振替制度の実施及び稼動状況 ・電子記録債権制度の導入及び稼動状況	— — —	・F I S Cシステム監査セミナー受講者数
金融面に通じた専門性の高い人材を育成すること	—	—	・主な事務事業の推進等状況
個人投資家の金融・資本市場への参加が拡大すること	・個人金融資産に占める株式・投資信託の割合 ・個人株主数の推移 ・特定口座数の推移 ・認定投資者保護団体の認定の申請件数 ・E T Fの上場数	前年度より増加 前年度より増加 前年度より増加 — —	・個人のE T F売買金額（委託）の推移 ・個人のR E I T売買金額（委託）の推移 ・公募株式投資信託の販売状況（純資産残高）の推移 ・国民の投資知識の状況 ※金融広報中央委員会「金融に関する消費者アンケート調査」等

基本政策	施策目標	施策	平成20年度主な事務事業
	2 金融サービス業の創意工夫・活力・競争を促し、広く金融サービスの利用者利便の向上を図ること	(1) 金融サービス業の活力と競争の促進に向けた制度設計	① 銀行・証券・保険間のファイアーウォール規制の見直し ② 銀行・保険会社グループの業務範囲の拡大 ③ 海外ファンドマネージャーの誘致 ④ 協同組織金融機関（信用金庫・信用組合）の業務及び組織のあり方についての検討
		(2) 地域密着型金融の推進及び中小企業金融の円滑化	① 地域密着型金融の推進 ② 中小企業金融の円滑化 ③ 金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕の周知 ④ 地域の中小企業の事業再生支援
	3 金融の円滑を図るためのより良い規制環境（ベター・レギュレーション）を実現すること	(1) 金融行政の透明性・予測可能性の向上	① ノーアクションレター制度等の適切な運用 ② 行政処分についての透明性の向上 ③ 金融行政に関する広報の充実（再掲） ④ 金融庁法令等遵守調査室の積極的活用 ⑤ 検査結果の金融機関へのフィードバック体制の充実 ⑥ プリンシプルの普及・啓発

達成目標	測定指標	目標値	参考指標
内外の利用者のニーズに的確に応え、金融サービス業の創意工夫・活力・競争を促すこと	—	—	・主な事務事業に掲げた制度の見直し等に係る進捗状況
①地域密着型金融の推進が図られること ②中小企業金融の円滑化が図られること	【①地域密着型金融の推進】 ・中小・地域金融機関の地域密着型金融に関する取組み評価 ※金融機関に対する利用者等の評価に関するアンケート調査  【②中小企業金融の円滑化】 ・金融サービス利用者相談室における貸し渋り・貸し剥がしに関する情報の受付状況<内容・件数> ・中小企業に対する貸出態度判断 D. I. ※日本銀行「全国企業短期経済観測調査」	肯定的評価が過半数以上  —  0以上	・中小・地域金融機関における地域密着型金融の取組み内容 ・不動産担保・個人保証に過度に依存しない融資の実績（金額） ・中小企業向け貸出残高の前年同月比 ・金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕の中小企業向け説明会の開催実績 ・金融検査指摘事例集の公表実績
明確なルールに基づく透明かつ公正な金融行政を徹底すること	・ベター・レギュレーションの進捗状況調査に係るアンケート結果	前回調査結果より向上	・ノーアクションレター、一般法令照会の受理件数及び回答件数 ・金融業界との意見交換会の開催実績 ・行政処分の実施状況<内容・件数> ・監督指針等の改正実績及び検査マニュアルの改訂実績 ・金融庁ウェブサイトへのアクセス件数 ・金融庁ウェブサイトへの新着情報メール配信サービス登録件数 ・和英両文による報道発表等件数 ・法令等遵守調査室に寄せられた情報のうち受付対象となった件数 ・法令等遵守調査室において調査に着手した件数 ・金融検査指摘事例集の公表実績

業務支援基盤整備に係る施策（平成20～23年度）

分野	課題	施策	平成20年度主な事務事業
1 人的資源	(1) 専門性の高い職員の育成・強化	① 職員の育成・強化のための諸施策の実施	① 高度な専門知識を有する職員の確保・育成
2 情報	(1) 行政事務の効率化のための情報化	① 行政事務の電子化等による利便性の高い効率的な金融行政の推進	① 業務・システムの最適化の実施 ② 情報システム調達の適正化
	(2) 金融行政の専門性向上のための情報収集・分析	① 専門性の高い調査研究の実施	① 金融環境の変化に応じた調査・研究の実施

達成目標	測定指標	目標値	参考指標
職員の資質の向上を図ること	・研修実施件数及び受講者数 ・研修生による研修内容に関する評価結果	前年度より増加 5段階評価で平均3以上	・民間専門家の在職者数
①可能な限り早期に最適化を実施し、業務の効率化を図ること ②情報システム調達の適正化を図ること	【①業務・システム最適化】 ・経費削減額 ・業務処理時間の短縮  【②情報システム調達の適正化】 ・情報システム調達会議の実施内容	「最適化効果指標」（平成18年6月27日金融庁行政情報化推進委員会決定）を参照する。  —	【②情報システム調達の適正化】 ・随意契約比率（企画競争・公募による契約または少額の契約を除く件数ベース）
調査研究を通じて金融行政の専門性向上に資すること	—	—	・研究成果（研究論文等の本数・分野）の公表実績 ・研究会、ワークショップ等の開催実績

各施策及び平成20年度主な事務事業

## 基本政策 I 金融機能の安定の確保

施策目標	I-1 金融機関が健全に経営されていること
施策	<p>I-1-(1) 金融機関を巡る状況の変化に対応した、効果的・効率的なオフサイト・モニタリングの実施</p> <p>I-1-(2) 金融機関を巡る状況の変化に対応した、効果的・効率的な検査の実施</p>

施策目標	I-2 金融システムの安定が確保されていること
施策	<p>I-2-(1) 預金等定額保護下における円滑な破綻処理のための態勢整備及びシステミックリスクの未然防止</p> <p>I-2-(2) 国際的な金融監督のルール策定等への貢献</p> <p>I-2-(3) 新興市場国の金融当局への技術支援</p>



施策Ⅰ－１－(1)

金融機関を巡る状況の変化に対応した、効果的・効率的なオフサイト・モニタリングの実施

達成目標	金融機関の業務の健全かつ適切な運営を確保すること
目標設定の考え方及びその根拠	金融を巡る状況の変化に対応する監督体制を整備し、効果的・効率的なオフサイト・モニタリングを実施することにより、金融機関の業務の健全かつ適切な運営を確保する必要がある。 【根拠】各業法の目的規定、主要行等向けの総合的な監督指針等
測定指標 (目標値・達成時期)	・各業態の健全性指標<自己資本比率等> (注) 目標値・達成時期は、事務事業の性格上、設定していません。
参考指標	・公的資金の返済額 ・各業態の不良債権比率

【平成20年度主な事務事業】

事務事業	実施内容
①効果的・効率的なオフサイト・モニタリングの実施	金融機関を巡る状況の変化を踏まえてヒアリング等のオフサイト・モニタリングを実施するとともに、徴求した各種データの計量的な分析に努める。 また、監督指針及び監督方針において、監督上の着眼点や重点事項を可能な限り明確化する。 オフサイト・モニタリングに係るコンピュータ・システムについては、引き続き制度改正に伴う対応を行うとともに、情報利用の高度化等のための整備を進める。
②金融機関のリスク管理の高度化	・ パーゼルⅡ（新しい自己資本比率規制）については、各金融機関がそれぞれ採用する手法に基づいて算定した自己資本比率の正確性や統合的なリスク管理態勢の整備及びそれらの開示の状況等について検査・監督を通じて検証していく。また、20年3月期より実施される信用リスクの先進的内部格付手法等、採用に当たって承認を要する手法の採用を希望する金融機関について、その準備状況の把握に努めていくとともに、承認申請に対し適切に対応する。  ・ 保険会社のソルベンシー・マージン比率については、「ソルベンシー・マージン比率の算出基準等について」（19年4月公表）、「ソルベンシー・マージン比率の見直しの骨子（案）」（20年2月公表）等を踏まえ、引き続き具体的な見直しに向けた検討を行っていく。

③金融コングロマリットに対するモニタリングの実施	金融機関を巡るコングロマリット化の進展を踏まえてヒアリング等のモニタリングを実施するとともに、金融コングロマリット監督指針に基づき適切な監督を行う。
④早期健全化法及び金融機能強化法の適切な運用	<p>早期健全化法第5条第4項に基づき、資本増強行に対し半期毎に経営健全化計画の履行状況報告を求め、当該報告を公表し、必要に応じて監督上の措置を講じるとともに、公的資金の返済について、引き続き適切かつ柔軟に対応していく。</p> <p>また、金融機能強化法に基づく資本参加行についても、経営強化計画の履行状況を半期毎に公表するほか、計画の履行を確保するための報告を徴求する等、監督上の必要な措置を講じる。</p>
⑤市場動向等の的確な把握と効果的な行政対応	<p>市場関係者や内外の関係機関との対話・連携を図りつつ、リスク分析参事官室の機能を活用するなど、金融システムに内在するリスクを早期に認識・抽出し、フォワード・ルッキングな行政対応を行う。</p> <p>また、サブプライムローン問題に端を発した今般の金融市場の混乱を受け、G7の要請を受けて取りまとめられた金融安定化フォーラム（FSF）の報告書（20年4月11日公表）の提言に基づき、当局間の国際的な情報交換及び連携の強化等の対応を検討・実施するとともに、警戒水準を更に高め、市場動向や金融機関の経営に与える影響等についてフォローアップしていく。</p>

【担当課室名】

監督局総務課、監督局総務課バーゼルⅡ推進室、監督局総務課コングロマリット室、監督局総務課信用機構対応室、監督局総務課協同組織金融室、監督局総務課郵便貯金・保険監督参事官室、監督局銀行第一課、監督局銀行第二課、監督局保険課、監督局証券課

**施策 I - 1 - (2)**

**金融機関を巡る状況の変化に対応した、効果的・効率的な検査の実施**

達成目標	金融機関の業務の健全かつ適切な運営を確保すること
目標設定の考え方及びその根拠	金融庁の任務である「金融機能の安定」、「預金者等の保護」、「金融の円滑」を果たしていくためには、「金融機関の業務の健全かつ適切な運営を確保」していく必要があり、これは法令上の立入検査の目的規定とされている。 【根拠】銀行法第 25 条等
測定指標 (目標値・達成時期)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ オフサイト検査モニターのアンケート（評定制度に関する項目）結果のうち「1」または「2」と回答された割合（前年度の水準を維持・20 年度末）</li> <li>・ 検査実績件数</li> <li>・ 検査指摘内容</li> </ul> <p>（注）目標値・達成時期が設定されていない指標は、事務事業の性格上、設定していません。</p>
参考指標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 評定結果の分布状況</li> <li>・ 各業態の健全性指標＜自己資本比率等＞</li> <li>・ 各業態の不良債権比率</li> </ul>

**【平成 20 年度主な事務事業】**

事務事業	実施内容
① 重点的・機動的な検査に向けた取組み	<p>リスクフォーカス・アプローチにより、メリハリのついた重点的・機動的な検査を推進する観点から、以下の取組みを実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 主要行担当主任検査官の複数年担当制（日本版 Examiner in Charge）を通じた主要行に対する検査の実施</li> <li>・ 特定のリスク又は業務に的を絞ったターゲット検査の積極的活用</li> <li>・ 小規模で業務が限定されている金融機関に対する簡易検査の導入</li> </ul>
② 金融実態に応じた的確な金融検査の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各種リスク管理態勢の検証の実施（高度化・複雑化する金融商品への運用状況や貸出の実施状況を踏まえた検証の実施等）</li> <li>・ 利用者保護（苦情処理態勢等）に係る検証の実施</li> <li>・ 金融コングロマリットに対する検査の実施、等</li> </ul>
③ 金融検査評定制度の運用	<p>20 年 1 月より全面施行した金融検査評定制度について、制度の趣旨である経営改善に向けた動機付け機能を向上させるような運用を図る。</p>

**【担当課室名】**

検査局総務課

施策 I - 2 - (1)

預金等定額保護下における円滑な破綻処理のための態勢整備及びシステミック  
リスクの未然防止

達成目標	預金等定額保護下における円滑な破綻処理のための態勢整備及びシステミックリスクの未然防止が図られること
目標設定の考え方及びその根拠	<p>ペイオフ解禁後も金融機関が市場規律の下で更に緊張感をもって経営基盤の強化に取り組み、その結果、金融システム全体の安定性が継続的に維持・増進することが期待される。金融システムの枠組みも、金融機関の自己責任と市場による規律付けを中心とし、行政による規律付けは補完的な役割に移行する中、金融システムが円滑かつ安定的にその機能を発揮するためには、前提として円滑な破綻処理のための態勢整備及びシステミックリスクの未然防止が図られる必要がある。</p> <p>【根拠】預金保険法第1条、ペイオフ解禁の実施にあたっての所感（大臣発言）等</p>
測定指標 (目標値・達成時期)	<ul style="list-style-type: none"> <li>アンケート調査等による預金保険制度の国民の認知度（前年度実績を維持・20年度末）</li> </ul> <p>※金融広報中央委員会「家計の金融行動に関する世論調査」</p>
参考指標	<ul style="list-style-type: none"> <li>りそなグループの経営健全化計画の履行状況報告のフォローアップ・公表等の状況</li> <li>名寄せ検査数</li> </ul>

【平成20年度主な事務事業】

事務事業	実施内容
①預金保険制度の周知及び適切な運用	<p>広報活動を通じて、預金保険制度の周知を引き続き図っていく。</p> <p>また、金融危機が生ずるおそれがあると認められるときは、それを未然に防止するため、金融危機対応会議の議を経て、金融危機に対応するための必要な措置を講ずるとともに適切にフォローアップ等を行う。</p>
②円滑な破綻処理のための態勢整備	<p>預金保険機構等の関係機関との緊密な連携の下、名寄せデータの精度の維持・向上、初動対応の一層の円滑化・迅速化等の預金等定額保護下における破綻処理のための態勢整備の充実を図る。</p>

【担当課室名】

監督局総務課信用機構対応室、監督局総務課、監督局総務課協同組織金融室、監督局総務課郵便貯金・保険監督参事官室、監督局銀行第一課、監督局銀行第二課、総務企画局企画課信用機構企画室、検査局総務課

## 施策 I - 2 - (2)

### 国際的な金融監督のルール策定等への貢献

達成目標	国際的な金融監督のルール策定等へ積極的に参加することを通じて国際金融システムの安定と発展に資すること
目標設定の考え方及びその根拠	国際化等の進展に伴い、規制・基準の収斂の動きが加速している状況を踏まえ、国際的な金融監督のルール作り等に受身でなく、戦略的見地から積極的に参加していくことが重要である。
測定指標 (目標値・達成時期)	・ 金融庁が参画している各国際金融監督機関等における基準・指針等の策定数（前年度実績を維持・20年度末）
参考指標	・ 各国際金融監督機関等の主催会議への出席回数

#### 【平成20年度主な事務事業】

事務事業	実施内容
①国際金融監督機関における国際的なルール策定等への積極的な貢献等	<p>バーゼル委において、流動性リスク管理に関するサウンド・プラクティスの見直し、バーゼルⅡにおける証券化の取扱いの見直しの論点整理、自己資本の定義の見直しに関する論点整理、等を行う予定であり、これらのルール策定・見直しについて積極的に貢献する。また、IOSCOの各種会議においては、国際的な金融監督基準やガイドライン等の策定等に積極的に貢献する。国内のソルベンシー・マージン比率の見直しの検討においては、IAISにおいて議論されているソルベンシー評価に関する基準も、必要に応じて参照していく。</p> <p>また、サブプライムローン問題に端を発した今般の金融市場の混乱を受け、金融安定化フォーラム(FSF)において、G7の要請を受けて報告書の策定等が行われたところであり、こうした取組みにも引き続き積極的に参加・貢献していく。</p> <p>また、WTO及び経済連携協定(EPA)交渉における金融サービス自由化交渉に積極的に参加し、金融サービス分野の自由化の進展を図るとともに、アジア等の金融監督当局との協議の枠組みの強化を図るなど積極的に取り組んでいく。</p>
②海外監督当局との連携強化等	<p>国際的に活動を行う金融機関の監督上の諸問題について、海外監督当局と意見及び情報交換を実施し、連携を強化する。</p>

<p>③マネー・ロンダリング対策及びテロ資金対策の国際的取組みへの貢献</p>	<p>マネー・ロンダリング対策及びテロ資金対策の国際的な基準を策定する政府間機関であるFATF（金融作業活動部会）及びアジア・太平洋地域におけるFATF型地域機関であるAPG（アジア・太平洋マネー・ロンダリング対策グループ）に対し、積極的に参画していく。</p> <p>特に、19年度から20年度にかけて行われているFATF対日審査への十分な対応を行う。</p>
---	---

【担当課室名】

総務企画局総務課国際室、監督局総務課国際監督室

**施策 I - 2 - (3)****新興市場国の金融当局への技術支援**

達成目標	アジアの新興市場国の金融当局の能力向上を図ること
目標設定の考え方 及びその根拠	中長期的なアジア各国の金融システムの安定性の向上や健全な発展を目的とするものであり、そのプロセスの第一段階である各国金融当局の能力向上のために技術支援を行う必要がある。
測定指標 (目標値・達成時期)	・研修生に対するアンケート調査の結果(研修が有用である旨の評価が概ね7割以上・20年度末)
参考指標	・研修事業等の実施実績

**【平成20年度主な事務事業】**

事務事業	実施内容
①新興市場国の金融行政担当者を対象とした研修事業等の実施	アジア、太平洋諸国を中心とする新興市場国の金融システムの安定化及び金融・資本市場の健全な発展を図るために、新興市場国の金融行政担当者を対象とした研修事業等を実施する。
②アジア地域成長への貢献に向けた現状把握等	金融インフラの整備及びその実効性等に焦点を絞って、アジア諸国の金融セクターの現状や新たな動きを毎年行うテーマ研究や年1回の二国間協議、アタッシュ会議等により、定期的に把握していく。

**【担当課室名】**

総務企画局総務課国際室

基本政策Ⅱ 預金者、保険契約者、投資者等の保護

施策目標	Ⅱ－１ 金融サービスの利用者（預金者・保険契約者・投資者等）が安心してそのサービスを利用できること
施策	Ⅱ－１－（１） 金融実態に即した利用者保護ルール等の整備・徹底 Ⅱ－１－（２） 利用者保護のための情報提供・相談等の枠組みの充実 Ⅱ－１－（３） 金融機関等の法令等遵守態勢の確立 Ⅱ－１－（４） 金融関連の犯罪に対する厳正かつ適切な対応

施策目標	Ⅱ－２ 公正、透明な市場を確立し維持すること
施策	Ⅱ－２－（１） 取引の公正を確保し、投資者の信頼を保持するための市場監視 Ⅱ－２－（２） 市場の公正性・透明性の確保に向けた市場関係者の自主的な取組みの促進 Ⅱ－２－（３） 市場の透明性確保に向けた会計制度の整備 Ⅱ－２－（４） 金融商品取引法に基づくディスクロージャーの充実 Ⅱ－２－（５） 公認会計士監査の充実・強化



施策Ⅱ－１－(１)

金融実態に即した利用者保護ルール等の整備・徹底

達成目標	金融サービスの利用者保護の仕組みが確保され、適切に運用されていること
目標設定の考え方及びその根拠	金融実態に対応した利用者保護ルール等を整備することにより、利用者が各種リスクを十分に理解し、金融商品・サービスを安心して受けられるような、利用者の信頼度の高い金融システムの構築を目指す。 【根拠】金融庁設置法第3条等
測定指標 (目標値・達成時期)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・金融サービス利用者相談室における相談等の受付状況&lt;内容・件数&gt;</li> <li>・各業界団体における苦情・相談の受付状況&lt;内容・件数&gt;</li> <li>・P I O - N E Tにおける金融関連の消費生活相談情報の状況</li> <li>・振り込め詐欺救済法に基づく被害者への分配状況&lt;件数・金額&gt;</li> <li>・偽造・盗難キャッシュカード等被害に係る補償状況</li> </ul> <p>(注) 目標値・達成時期は、事務事業の性格上、設定していません。</p>
参考指標	・無担保無保証借入の残高がある者の借入件数毎登録状況

【平成20年度主な事務事業】

事務事業	実施内容
①金融商品取引法の整備及び円滑な運用	<p>利用者保護と利用者利便のバランスに配慮した金融商品取引法の趣旨・目的が広く理解され、同法の円滑な運用がなされるよう努める。新たに導入された内部統制報告制度のレビューの結果を踏まえ、必要に応じ、内部統制の評価及び監査の基準・実施基準の見直しや更なる明確化等を検討する。</p> <p>利用者保護等の観点も踏まえ、課徴金の見直し等を盛り込んだ「金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成20年6月成立）」に関連する政令・内閣府令等の所要の制度整備に取り組み、その適切な執行に努める。</p> <p style="text-align: right;">〔R I A〕</p>
②保険に関する利用者保護ルールの検討等	<p>保険契約者等の保護の観点から、保険募集・支払いのあり方や保険のセーフティネットのあり方などについて検討等を行う。</p>
③改正貸金業法の適切かつ円滑な施行等	<p>改正貸金業法（平成18年12月成立）の適切かつ円滑な施行に取り組む。</p> <p>また、多重債務問題改善プログラムに掲げられた施策の実施に引き続き取り組む。</p>

④振り込め詐欺救済法の円滑な運用	犯罪利用預金口座等に係る資金返還に関する法律(平成20年6月施行)の円滑な運用に取り組む。
⑤偽造キャッシュカード等による被害の防止等のための対策の強化・フォローアップ	金融機関における情報セキュリティ対策等の一層の向上や被害者への補償等、預貯金者保護法等の適切な運用が行われるよう指導・監督していく。

【担当課室名】

総務企画局企画課、総務企画局市場課、総務企画局政策課、総務企画局企画課信用制度参事官室、総務企画局企画課保険企画室、監督局総務課、監督局総務課協同組織金融室、監督局総務課郵便貯金・保険監督参事官室、監督局総務課金融会社室、監督局銀行第一課、監督局銀行第二課、監督局保険課、監督局証券課

施策Ⅱ－１－（２）

利用者保護のための情報提供・相談等の枠組みの充実

達成目標	<p>利用者が各種金融サービスの特性や利用者保護の仕組みについて理解していること</p>
<p>目標設定の考え方 及びその根拠</p>	<p>多重債務問題が深刻な社会問題となっており、また、金融商品・サービスの多様化・高度化といった金融環境の変化の中で、金融商品の持つリスクに気付かなかつたり、騙されて損をしたりする事例も生じている。多重債務者の発生を予防するとともに、国民が金融商品・サービス等の内容を理解した上で自らの判断と責任で主体的に選択を行えるよう、金融の仕組みやルール等に対する知識・理解を深めることが重要である。</p> <p>こうした状況を受けて、利用者への情報提供の充実により利用者と金融商品・サービス提供者との間の情報格差を埋めるとともに、利用者が理解し納得して取引ができる枠組みを整備する。</p> <p>また、「財政運営と構造改革に関する基本方針2006」（平成18年7月7日閣議決定）において、「国民1人1人への金融経済教育等の充実を図る」が盛り込まれている。</p> <p>【根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 財政運営と構造改革に関する基本方針 2006（平成 18 年 7 月 7 日閣議決定）</li> <li>・ 多重債務問題改善プログラム（平成 19 年 4 月 20 日多重債務者対策本部決定）</li> <li>・ 経済財政改革の基本方針 2007（平成 19 年 6 月 19 日閣議決定）</li> </ul>
<p>測定指標 （目標値・達成時期）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国民の金融知識の状況（前回調査時より向上・20年度調査実施時点） ※金融広報中央委員会「金融に関する消費者アンケート調査」等</li> <li>・ シンポジウムの開催実績</li> <li>・ パンフレットの配布実績</li> <li>・ 金融サービス利用者相談室における相談等の受付状況＜内容・件数＞</li> </ul> <p>（注）目標値・達成時期が設定されていない指標は、事務事業の性格上、設定していません。</p>
<p>参考指標</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 金融庁ウェブサイトへのアクセス件数</li> <li>・ 金融庁ウェブサイトへの新着情報メール配信サービス登録件数</li> </ul>

【平成20年度主な事務事業】

事務事業	実施内容
①金融経済教育の充実	<p>利用者のライフサイクルに応じ、身近な事例に即した金融経済教育の充実を図るため、平成17年6月に公表された「金融経済教育に関する論点整理」（金融経済教育懇談会）や19</p>

	<p>年4月にとりまとめ・公表された「多重債務問題改善プログラム」、等を踏まえ、関係省庁・民間団体との連携強化、シンポジウムの開催、現場教師への研修の実施、パンフレット等の整備・普及、金融庁ウェブサイトを通じた情報提供等を行う。</p>
<p>②当局における相談体制並びに業界団体・自主規制機関における相談体制及び苦情・紛争解決支援体制の整備・充実</p>	<p>金融サービス利用者の利便性向上のため、金融サービス利用者相談室において、利用者の目線に立った行政という観点から、利用者からの質問・相談・意見等の一元的な受付及び適切な対応を行うとともに、相談体制等の強化を図る。</p> <p>金融分野の業界団体・自主規制機関における相談体制及び苦情・紛争解決支援体制（金融ADR）について、金融トラブル連絡調整協議会において、「金融分野の業界団体・自主規制機関における苦情・紛争解決支援モデル」（平成14年4月策定）に基づき、各業界団体等における苦情・紛争解決支援手続の整備や運用面の適切性に重点を置いたフォローアップ等を実施する。</p>
<p>③金融行政に関する広報の充実</p>	<p>様々な機会を捉え、新聞、雑誌、テレビ等の媒体を活用し、金融行政に関する広報を行う。</p> <p>金融庁ウェブサイトの内容・機能の充実等を図り、金融行政に関する基礎的資料や時々の金融行政の考え方に、利用者や海外の関係者が容易にアクセスできる環境の整備を図る。</p>
<p>④多重債務者のための相談体制等の整備</p>	<p>相談窓口整備の主要な実施主体である自治体の主体的な取組みを促すとともに、各地域の多重債務者が相談窓口を訪れる一つの契機を提供すべく、「多重債務者相談強化キャンペーン」を実施する。</p> <p>財務局において多重債務者向けの相談窓口を設置し、直接相談を受け付けるほか、各財務局管内の都道府県、市区町村における取組みをバックアップする。</p>

【担当課室名】

総務企画局政策課、総務企画局政策課金融サービス利用者相談室、総務企画局政策課広報室、総務企画局企画課、総務企画局企画課信用制度参事官室

施策Ⅱ－１－（３）

金融機関等の法令等遵守態勢の確立

達成目標	金融機関等の法令等遵守態勢が確立されることにより、利用者保護が図られること
目標設定の考え方及びその根拠	預金者、保険契約者及び投資者等の保護並びに顧客からの信頼の確立のためには、その業務の公共性を十分に認識した上で、金融機関等の法令等遵守態勢が確立されることが必要である。 【根拠】各業法の目的規定、各監督指針等
測定指標 (目標値・達成時期)	・金融サービス利用者相談室における相談等の受付状況<内容・件数> (注) 目標値・達成時期は、事務事業の性格上、設定していません。
参考指標	・行政処分の実施状況<内容・件数> ・金融業界との意見交換会の開催実績 ・認定投資者保護団体の認定の申請件数

【平成２０年度主な事務事業】

事務事業	実施内容
①金融機関等の法令等遵守に対する厳正な対応	監督事務の運営上必要と認められる事項について、適時適切に監督指針等の整備を行うなど、明確なルールを整備した上で、立入検査、報告徴求等により事実関係を把握し、法令違反等の事実が確認された場合には、的確・厳正な判断の下、業務改善命令・業務停止命令等の行政処分を行うとともに、金融機関等における業務改善の実施状況を適切にフォローアップし、再発防止に努める。 保険会社の保険金の不適切な不払い、支払漏れの問題についても、各社の業務改善の実施状況を検証し、再発防止に努める。
②金融商品取引業における自主規制機能の強化の促進	金融商品取引業において依然として「自主規制の隙間」にある業者に対し、どのような規律付けが可能か各協会における検討を推進するため、業界との意見交換に努める。 また、金融商品取引に係る苦情解決・あっせんを業務とする民間団体を認定する認定投資者保護団体制度について、一層の周知を図り、消費者団体やNPO法人、各種業界団体などに広く同制度が活用されるよう促進する。

<p>③貸金業者等に対する適切な監督</p>	<p>行為規制の厳格化、罰則の強化等を内容とする改正貸金業法等に基づき、貸金業者について適切な監督を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・業務停止、登録取消及び新たな監督手法として導入された業務改善命令による適切な監督</li> <li>・法改正の影響も含めた貸金業者の実態把握</li> </ul> <p>ヤミ金融業者や悪質な貸金業者の排除のため、ヤミ金融等被害対策会議等（財務局・都道府県・捜査当局）を通じ連携を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ヤミ金融業者や悪質な貸金業者の実態等に関する情報交換や意見交換</li> <li>・提供されたヤミ金融業者や悪質な貸金業者に関する情報の適切な処理</li> </ul>
------------------------	---

【担当課室名】

監督局総務課、監督局総務課協同組織金融室、監督局総務課金融会社室、監督局総務課郵便貯金・保険監督参事官室、監督局銀行第一課、監督局銀行第二課、監督局保険課、監督局証券課

施策Ⅱ－１－（４）

金融関連の犯罪に対する厳正かつ適切な対応

達成目標	金融機関の預貯金口座に関する犯罪を未然に防止するとともに、その被害者の保護を図ること
目標設定の考え方及びその根拠	<p>利用者保護及び金融システムに対する信頼確保の観点から、顧客からの届出の受付体制の整備等、金融機関が迅速かつ適切な対応を図ることにより、預金口座を不正に利用されないようにする必要がある。</p> <p>また、偽造・盗難キャッシュカード等による預貯金の不正払戻し等を未然に防止するため、情報セキュリティ対策等を十分に講じる必要がある。</p> <p>【根拠】振り込め詐欺救済法、預貯金者保護法、主要行等向けの総合的な監督指針等</p>
測定指標 (目標値・達成時期)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・口座不正利用に伴う口座の利用停止・強制解約等件数 ※全国銀行協会公表資料</li> <li>・金融機関への口座不正利用に係る情報提供件数</li> <li>・振り込め詐欺救済法に基づく被害者への分配状況&lt;件数・金額&gt;</li> <li>・偽造・盗難キャッシュカード等被害に係る補償状況</li> <li>・金融機関の各種セキュリティ対策等の実施率（前年度実績より向上・20年度末）</li> </ul> <p>（注）目標値・達成時期が設定されていない指標は、事務事業の性格上、設定していません。</p>
参考指標	

【平成20年度主な事務事業】

事務事業	実施内容
①不正口座利用に関する金融機関等への情報提供	預金口座の不正利用に関する情報提供を受けた場合、明らかに信憑性を欠くと認められる場合を除き、当該口座が設置されている当該金融機関及び警察当局への速やかな情報提供等を実施し、金融機関において必要に応じて預金取引停止、預金口座解約といった対応が迅速かつ適切に行われるよう懲憑する。
②振り込め詐欺救済法の円滑な運用（再掲）	犯罪利用預金口座等に係る資金返還に関する法律（平成20年6月施行）の円滑な運用に取り組む。
③偽造キャッシュカード等による被害の防止等のための対策の強化・フォローアップ（再掲）	金融機関における情報セキュリティ対策等の一層の向上や被害者への補償等、預貯金者保護法等の適切な運用が行われるよう指導・監督していく。

【担当課室名】

監督局銀行第一課、監督局銀行第二課、監督局総務課協同組織金融室、監督局総務課郵便貯金・保険監督参事官室、総務企画局企画課

施策Ⅱ－２－（１）

取引の公正を確保し、投資者の信頼を保持するための市場監視

達成目標	市場監視を適正に行うことにより、投資者の信頼を保持し、取引の公正を確保すること
目標設定の考え方及びその根拠	<p>市場監視（検査・調査等）を適正に実施することにより、金融商品取引の公正を確保し、金融・資本市場に対する投資者を含めた市場参加者の信頼を保持することが重要である。</p> <p>また、我が国金融・資本市場の競争力を高めるためには、市場機能の拡充を通じた金融イノベーションを阻害することのないよう留意しつつ、市場の公正性・透明性の向上を図ることにより、内外の投資者等からの信頼を強固にしていく必要がある。</p> <p>【根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・金融商品取引法 194 条の 7 第 2 項及び第 3 項、第 210 条等</li> <li>・経済財政改革の基本方針 2007（平成 19 年 6 月 19 日閣議決定）</li> <li>・金融・資本市場競争力強化プラン（平成 19 年 12 月 21 日公表）</li> </ul>
測定指標 （目標値・達成時期）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報受付件数</li> <li>・取引審査実施件数</li> <li>・証券検査実施件数</li> </ul> <p>（注）目標値・達成時期は、事務事業の性格上、設定していません。</p>
参考指標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・証券検査に係る勧告の実施状況＜内容・件数＞</li> <li>・課徴金調査に係る勧告の実施状況＜内容・件数＞</li> <li>・開示検査に係る勧告の実施状況＜内容・件数＞</li> <li>・犯則事件の告発の実施状況＜内容・件数＞</li> <li>・課徴金納付命令件数</li> <li>・証券取引等監視委員会の活動状況に関する投資者・消費者に対する講演会等の実施件数</li> </ul>

【平成 20 年度主な事務事業】

事務事業	実施内容
①金融・資本市場に関する包括的かつ機動的な市場監視	<p>不公正取引に関連する市場情報を収集分析するにとどまらず、市場動向を幅広い角度から把握し、将来のリスクを見据えたフォワードルッキング・アプローチに基づく監視を実施する。</p> <p>自主規制機関、海外当局などとの連携を強め、全体としての市場監視の効果を上げる。</p> <p>また、情報の収集・分析及び取引審査体制の充実・強化を図る。</p>



<p>②金融商品取引業者に対する的確かつ効率的な検査の実施</p>	<p>金融商品取引法の本格施行後の状況や金融・資本市場の動向等に関する各種情報・資料を総合的に勘案し、検査方針・検査計画を策定する。</p> <p>これを踏まえ、金融商品取引業者の法令遵守状況を検証するとともに、内部管理態勢に着目した検証を行い、検査の結果、重大な法令違反等が認められた場合には、行政処分等を行うよう勧告を行う。</p> <p>検査ローテーションや業務面の一般的ナリスクに基づき検査先を選定する従来型の一般検査に加え、フォワードルッキング・アプローチに基づいた情報・分析による特定のテーマを絞り込んだテーマ別特別検査も状況に応じて実施する。</p> <p>また、的確かつ効率的な検査の実施に向けた検査体制の充実・強化等を図る。</p>
<p>③違反行為の実効的抑止のための課徴金制度の見直し</p>	<p>平成 20 年 6 月に成立した課徴金の金額水準の引上げ、対象範囲の拡大等による違反行為の実効的抑止を内容とする「金融商品取引法等の一部を改正する法律」の施行に向けて政令・府令等を整備する。</p> <p style="text-align: right;">〔 R I A 〕</p>
<p>④不公正取引に対する迅速・効率的な課徴金調査の実施</p>	<p>インサイダー取引等の違反行為に対して規制の実効性を確保するため、迅速・効率的な課徴金調査を実施し、よりきめ細かい監視を行う。調査の結果、法令違反行為が認められた場合には、課徴金納付命令を発出するよう勧告等を行う。</p> <p>また、課徴金制度の見直しによる対象範囲の拡大等に適切に対応するため、課徴金調査体制の充実・強化を図る。</p>
<p>⑤ディスクロージャー違反に対する迅速・効率的な開示検査の実施</p>	<p>ディスクロージャー制度の信頼性の確保及び投資者保護のため、有価証券報告書等の開示書類の適正性について迅速・効率的な検査等を実施し、検査等の結果、虚偽記載等が認められた場合には、訂正報告書等の提出命令及び課徴金納付命令を発出するよう勧告等を行う。</p> <p>また、課徴金制度の見直しによる開示検査対象の拡大等に適切に対応するため、開示検査体制の充実・強化を図る。</p>
<p>⑥犯則事件に対する厳正な調査の実施</p>	<p>金融・資本市場の公正を害する悪質な行為に対して厳正な調査を実施し、調査の結果、犯則の心証を得たときは告発を行う。</p> <p>また、金融商品犯罪の徹底摘発に向けて、犯則調査体制の充実・強化を図る。</p>

【担当課室名】

証券取引等監視委員会事務局、総務企画局総務課審判手続室、総務企画局市場課

## 施策Ⅱ－２－（２）

### 市場の公正性・透明性の確保に向けた市場関係者の自主的な取組みの促進

達成目標	市場関係者の自主的な取組みが強化されることにより、市場の公正性・透明性が確保されること
目標設定の考え方及びその根拠	<p>国民経済の適切な運営及び投資者の保護に資するため、自主規制機関及び市場関係者の自主的な取組みが強化され、市場の公正性・透明性が確保される必要がある。</p> <p>【根拠】金融商品取引法第1条、金融・資本市場競争力強化プラン（平成19年12月21日）等</p>
測定指標 (目標値・達成時期)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・金融サービス利用者相談室における相談等の受付状況&lt;内容・件数&gt;</li> <li>・認定投資者保護団体の認定の申請件数</li> </ul> <p>(注) 目標値・達成時期は、事務事業の性格上、設定していません。</p>
参考指標	・関係者との意見交換会の開催実績

#### 【平成20年度主な事務事業】

事務事業	実施内容
①自主規制機関との適切な連携等	<p>金融商品取引業において依然として「自主規制の隙間」にある業者に対し、どのような規律付けが可能か各協会における検討を推進するため、業界との意見交換に努める。</p> <p>また、金融商品取引に係る苦情解決・あっせんを業務とする民間団体を認定する認定投資者保護団体制度について、一層の周知を図り、消費者団体やNPO法人、各種業界団体などに広く同制度が活用されるよう促進する。</p>
②取引所におけるコーポレート・ガバナンス強化及び自主規制機能の強化への取組み	<p>東京証券取引所の上場制度整備懇談会において検討されている企業行動規範の拡充等のコーポレート・ガバナンス強化のほか、制裁金制度の導入等の自主規制機能の強化に向けた取引所の取組みを引き続き促していく。</p>

#### 【担当課室名】

総務企画局市場課、監督局証券課

施策Ⅱ－２－（３）

市場の透明性確保に向けた会計制度の整備

達成目標	金融・資本取引や企業活動の国際化等の状況を踏まえた会計制度の整備を図ることにより、我が国市場の公正性・透明性の確保の向上に資すること
目標設定の考え方及びその根拠	米国やEUを中心に、会計基準の国際的なコンバージェンスに向けた取組みが加速化している状況を踏まえ、会計基準のコンバージェンスに積極的に対応し、より高品質な基準を目指す。 【根拠】金融・資本市場競争力強化プラン（平成19年12月21日）
測定指標 (目標値・達成時期)	・ASBJのコンバージェンスに対する取組状況<ASBJプロジェクト計画表の進捗度>（目標値・達成時期は、同計画表に掲げた取組み内容を参照する。）
参考指標	・コンバージェンスに係る会合等の開催実績 ・海外当局との対話等の実績

【平成20年度主な事務事業】

事務事業	実施内容
①会計基準の国際的な収斂・相互承認の推進	<p>米国やEUを中心に、会計基準の国際的なコンバージェンスに向けた取組みが加速化している状況を踏まえ、会計基準のコンバージェンスに積極的に対応し、より高品質な基準を目指すため、企業会計基準委員会（ASBJ）の活動を支援する。</p> <p>また、2009年（平成21年）から、EUは第三国企業に対して国際会計基準又は同等の基準による連結財務諸表作成を義務付ける方針であることを踏まえ、欧州委員会と連携して双方向にコンバージェンスの進捗をモニタリングし、我が国会計基準の国際会計基準との同等性が認められるよう対話を進めていく。</p> <p>さらに、米国証券取引委員会（SEC）等との間でも、会計をめぐる諸問題について積極的な対話を進める。</p>

【担当課室名】

総務企画局企業開示課

施策Ⅱ－２－（４）

金融商品取引法に基づくディスクロージャーの充実

達成目標	投資者に対し投資判断に必要な情報が適切に提供されること
目標設定の考え方及びその根拠	有価証券の発行者の財務内容、事業内容及び有価証券を大量に取得・保有する者の状況を正確、公平かつ適時に開示し、それを基礎として、投資者がその責任において有価証券の価値その他の投資に必要な判断をするための機会を与え、投資者保護を図ることを目指す。 【根拠】金融商品取引法第1条・第2条の2等、金融・資本市場競争力強化プラン（平成19年12月21日）
測定指標 （目標値・達成時期）	・ EDINETサイトへのアクセス件数 （注）目標値・達成時期は、事務事業の性格上、設定していません。
参考指標	・ 格付会社等に関する国際会議等への出席回数 ・ 有価証券報告書及び臨時報告書の提出件数 ・ 大量保有報告書の提出件数

【平成20年度主な事務事業】

事務事業	実施内容
①金融商品取引法上のディスクロージャー制度の円滑な施行・EDINETの整備	新たに導入された内部統制報告制度のレビューを適時にを行い、その結果を踏まえ、必要に応じ、内部統制の評価及び監査の基準・実施基準の見直しや更なる明確化等を検討する。 電子開示システム（EDINET）については、20年3月より再構築後の新システムが稼動したが、引き続き基盤整備等を行うこととし、また、EDINET運用改善に関する論点整理を踏まえ、虚偽のおそれのある大量保有報告書等についてのシステムによるチェック機能の強化等、更なる検討を進め、適切に対応を行う。さらに、米国・欧州等とのXBRLによる開示の相互運用性を確保するための検討を進める。
②格付会社のあり方についての検討	格付会社については、昨今の証券化市場をめぐる状況の中で、様々な問題点が指摘されている。格付会社の利益相反防止のための措置や情報開示のあり方等について、現在、IOSCO等において国際的に行われている様々な議論の状況を踏まえつつ、必要に応じ適切な対応を検討する。

【担当課室名】

総務企画局企業開示課

施策Ⅱ－２－（５）

公認会計士監査の充実・強化

達成目標	厳正な会計監査の確保を図ること
目標設定の考え方及びその根拠	公認会計士・監査法人による監査は、財務書類の信頼性確保のために極めて重要な役割を果たすものであり、厳正な会計監査の確保を図ることが重要である。 【根拠】公認会計士法第1条、第1条の2等
測定指標 (目標値・達成時期)	・ 監査法人等に対する品質管理レビューの審査及び検査の実施状況 ＜報告受理件数、審査件数、立入検査件数＞ (注) 目標値・達成時期は、事務事業の性格上、設定していません。
参考指標	・ 公認会計士等に対する行政処分の実施状況＜内容・件数＞ ・ 監査法人等に対する検査に係る勧告の実施状況＜内容・件数＞ ・ 公認会計士・監査審査会の開催回数 ・ 海外監査監督機関との意見交換の実績 ・ 講演会等の実施回数

【平成20年度主な事務事業】

事務事業	実施内容
①監査基準等の整備に係る対応	企業会計審議会等において、監査基準等を巡る国際的な動向等に留意しつつ、必要に応じて監査基準等の整備に係る対応を行う。
②公認会計士・監査法人等に対する適切な監督	虚偽証明等の問題事例について、厳正な処分を行うなど、公認会計士、監査法人等に対する適切な監督を実施する。
③品質管理レビューの的確な審査及び監査法人等に対する的確な検査等	公認会計士法の規定に基づき、自主規制機関である日本公認会計士協会が実施する監査の品質管理レビューの審査を的確に行うとともに、必要に応じて監査の品質管理の観点から、監査法人等に対する検査等を的確に実施する。また、検査等の結果に基づき、必要に応じ金融庁に処分等の勧告を行う。 さらに、外国監査法人等に対する検査権限等が付与されたことを踏まえ、外国監査法人等に対する検査方針について検討を進めるなど、適切な対応を行う。

④諸外国の監査監督機関との協力・連携	監査監督にかかる協議・協力に関する各種の国際的な会合に積極的に参画するとともに、外国監査法人等に対する検査権限が整備されたことや、各国の外国監査法人等に対する監視監督体制の動向を踏まえ、諸外国の監査監督機関との協力・連携を図る。
⑤公認会計士試験の実施の改善	<p>公認会計士試験を多様な人々にとって受験しやすく、より魅力的な試験とするため、公認会計士・監査審査会は、短答式試験及び論文式試験の実施方法について、短答式試験の実施を年2回（平成22年試験より実施）に増やすとともに論文式試験を週末に実施するなど、具体的な改善策を講じるほか、幅広い人々が受験するよう広報の強化に努める。</p> <p>なお、短答式試験を年2回実施すること等に伴い、平成20年度において、公認会計士試験システムの追加機能の開発を行う。</p>

【担当課室名】

公認会計士・監査審査会事務局、総務企画局企業開示課、総務企画局総務課審判手続室

## 基本政策Ⅲ 円滑な金融等

施策目標	Ⅲ－１ 活力のある市場を構築すること
施 策	Ⅲ－１－（１） 多様な資金運用・調達機会の提供に向けた制度設計 Ⅲ－１－（２） 決済システム等の整備 Ⅲ－１－（３） 専門性の高い人材の育成等 Ⅲ－１－（４） 個人投資家の参加拡大

施策目標	Ⅲ－２ 金融サービス業の創意工夫・活力・競争を促し、広く金融サービスの利用者利便の向上を図ること
施 策	Ⅲ－２－（１） 金融サービス業の活力と競争の促進に向けた制度設計 Ⅲ－２－（２） 地域密着型金融の推進及び中小企業金融の円滑化

施策目標	Ⅲ－３ 金融の円滑を図るためのより良い規制環境（ベター・レギュレーション）を実現すること
施 策	Ⅲ－３－（１） 金融行政の透明性・予測可能性の向上

施策Ⅲ－１－（１）

多様な資金運用・調達機会の提供に向けた制度設計

達成目標	多様で良質な金融商品・サービスが提供されること
目標設定の考え方及びその根拠	利用者ニーズに応じて多様で良質な金融商品・サービスが適切に提供されるようにし、利用者利便の向上を図る。 【根拠】金融・資本市場競争力強化プラン（平成 19 年 12 月 21 日）等
測定指標 （目標値・達成時期）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・金融サービス利用者相談室における相談等の受付状況&lt;内容・件数&gt;</li> <li>・平成 20 年度末現在、届出を行って適格機関投資家となっている者の数</li> <li>・ETFの上場数</li> </ul> <p>（注）目標値・達成時期は、事務事業の性格上、設定していません。</p>
参考指標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・預金取扱金融機関、保険会社、証券会社の店舗数</li> <li>・銀行代理業等の許可件数</li> <li>・証券仲介業の登録件数</li> <li>・信託業の免許・登録件数</li> <li>・銀行における投資信託の窓販の販売額</li> </ul>

【平成 20 年度主な事務事業】

事務事業	実施内容
①金融商品・サービスの販売チャネルの拡大	<p>19 年 12 月に全面解禁を実施した銀行等による保険販売規制について、引き続きモニタリングを行い、全面解禁から概ね 3 年後に所要の見直しを行う。</p> <p>業規制の横断化・一本化、行為規制の機能別の整理、規制体系の柔構造化等を内容とする金融商品取引法制を適切かつ円滑に運用する。</p>
②取引所における取扱商品の多様化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・商品現物と交換可能な投資信託の導入等を盛り込んだ「金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成 20 年 6 月成立）」の円滑な施行に向けて、政令・内閣府令の整備に取り組む。</li> <li>・取引所間の資本提携を通じたグループ化等によって、株式、債券から商品デリバティブまでの幅広い品揃えを可能とするため、関係省庁と連携しつつ、20 年中を目途に金融商品取引所と商品取引所の相互乗入れに係る制度整備について検討を進め、その後、すみやかな実現を図る。</li> </ul> <p style="text-align: right;">〔 R I A 〕</p>



③プロに限定した取引の活発化	<p>直接の取引参加者をプロ投資者に限定した自由度の高い取引の場（プロ向け市場）の整備等を盛り込んだ「金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成20年6月成立）」の円滑な施行に向けて、政令・内閣府令の整備に取り組む。</p> <p style="text-align: right;">〔R I A〕</p>
----------------	--

【担当課室名】

総務企画局企画課、総務企画局企画課信用制度参事官室、総務企画局企画課信託法令準備室、総務企画局企画課保険企画室、総務企画局市場課、監督局総務課協同組織金融室、監督局総務課郵便貯金・保険監督参事官室、監督局銀行第一課、監督局銀行第二課、監督局証券課、監督局保険課

### 施策Ⅲ－１－(２)

#### 決済システム等の整備

達成目標	安全かつ効率的で利便性の高い決済システム等を構築すること
目標設定の考え方 及びその根拠	<p>決済システムは、金融・資本市場を支える重要なインフラであり、金融・資本市場の国際的な競争力に影響する重要な要素である。我が国市場の競争力強化のため、情報通信技術の高度化等に対応して、決済システムの安全性、効率性及び利便性をより一層向上させる。</p> <p>【根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・金融・資本市場競争力強化プラン（平成 19 年 12 月 21 日）</li> <li>・経済財政諮問会議グローバル化改革専門調査会「グローバル化改革専門調査会第 1 次報告－グローバル化の活力を成長へー」（平成 19 年 5 月 8 日）</li> <li>・金融審議会金融分科会第二部会・情報技術革新と金融制度に関するワーキンググループ「電子登録債権法（仮称）の制定に向けて」（報告書）（平成 18 年 12 月 21 日）</li> </ul>
測定指標 (目標値・達成時期)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 23 年度を目標とする R T G S 化や全銀システムの利便性等の向上に向けた進捗状況</li> <li>・振替制度の実施及び稼働状況</li> <li>・電子記録債権制度の導入及び稼働状況</li> </ul> <p>(注) 上記測定指標は、定性的指標であるため、目標値・達成時期は設定していません。</p>
参考指標	・ F I S C システム監査セミナー受講者数

#### 【平成 20 年度主な事務事業】

事務事業	実施内容
①大口資金取引の R T G S 化や全銀システムの利便性等の向上に向けた取組み	23 年度を目標として大口資金取引の R T G S (即時グロス決済) 化に向けた取組みを進めるとともに、23 年度に稼働開始予定の第 6 次全銀システムにおいて国際標準化や顧客ニーズへの対応など利便性等の向上に向けた取組みを推進する。
②振替制度の円滑な実施に向けた取組み	21 年 1 月の株式等振替制度の実施を目標として、「株式等決済合理化法」に係る政府令の策定作業を行い、株主・投資家に対する周知・広報を実施するとともに、関係者と緊密な連携を図りつつ取り組む。
③決済に関する新しいサービスの制度的枠組みのあり方についての検討	情報通信技術の革新等の進展に伴い、いわゆる電子マネー等の決済に関する新しいサービスが普及・発達してきている。これに対応し、利用者保護やイノベーションの促進の観点から、その制度的枠組みのあり方について検討を進める。

④電子記録債権制度の円滑な導入に向けた取組み	20年中の政省令等の策定や、電子債権記録機関の設立に向けた関係者との連携を行うとともに、記録様式等の必要な標準化、利用者への普及啓発等の取組みを推進する。 〔R I A〕
⑤金融機関のIT投資プロセスの透明性確保、コストパフォーマンス及びリスクマネジメント能力向上の促進	(財)金融情報システムセンター(FISC)と共同調査を実施し、その成果については、FISC地区別セミナー等を活用して、金融機関等に対し広報を行う。 また、FISCシステム監査セミナーに講師を派遣し、金融機関等に対し、金融分野でのIT投資、情報セキュリティについての情報提供を実施する。

【担当課室名】

総務企画局企画課調査室、総務企画局市場課、総務企画局政策課

### 施策Ⅲ－１－（３）

#### 専門性の高い人材の育成等

達成目標	金融面に通じた専門性の高い人材を育成すること
目標設定の考え方及びその根拠	金融・資本市場の競争力を強化するためには、金融・市場制度そのものの整備のみならず、市場をとりまく環境整備として、金融面に通じた専門性の高い人材を育成していくことが重要である。 【根拠】金融・資本市場競争力強化プラン（平成 19 年 12 月 21 日）
測定指標 （目標値・達成時期）	— （注）達成目標の達成度を測る適当な指標がないため、参考指標を活用するなどして評価を実施します。
参考指標	・ 主な事務事業の推進等状況

#### 【平成 20 年度主な事務事業】

事務事業	実施内容
①高度かつ実践的な金融教育の充実	我が国金融・資本市場において、専門性の高い優秀な金融人材を確保するため、文部科学省や業界団体の協力を得て、大学・大学院における高度かつ実践的な金融経済教育の充実・強化に努めていく。
②公認会計士試験の実施の改善（再掲）	公認会計士試験を多様な人々にとって受験しやすく、より魅力的な試験とするため、公認会計士・監査審査会は、短答式試験及び論文式試験の実施方法について、短答式試験の実施を年 2 回（平成 22 年試験より実施）に増やすとともに論文式試験を週末に実施するなど、具体的な改善策を講じるほか、幅広い人々が受験するよう広報の強化に努める。 なお、短答式試験を年 2 回実施すること等に伴い、平成 20 年度において、公認会計士試験システムの追加機能の開発を行う。
③金融専門人材の育成	我が国金融システムを担う専門人材に必要とされる知識及び資質について、「金融専門人材に関する研究会」での議論における論点を整理した「金融専門人材について（基本的なコンセプト）」（平成 20 年 4 月 30 日公表）について、幅広くコメントを集め、20 年夏頃を目途に最終的な論点を整理し、制度設計に取り組んでいく。

#### 【担当課室名】

総務企画局総務課、総務企画局政策課、公認会計士・監査審査会事務局（再掲）

施策Ⅲ－１－（４）

個人投資家の参加拡大

達成目標	個人投資家の金融・資本市場への参加が拡大すること
目標設定の考え方 及びその根拠	国民が経済成長の果実を享受し、国民一人ひとりが豊かさを実感できる仕組みを構築するためには、広く国民に投資機会を提供することにより、「貯蓄から投資へ」の流れを一層推進する必要がある。 【根拠】経済財政改革の基本方針2007（平成19年6月19日閣議決定）、金融・資本市場競争力強化プラン（平成19年12月21日）等
測定指標 （目標値・達成時期）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人金融資産に占める株式・投資信託の割合（前年度より増加・20年度末）</li> <li>・個人株主数の推移（前年度より増加・20年度末）</li> <li>・特定口座数の推移（前年度より増加・20年6月末）</li> <li>・認定投資者保護団体の認定の申請件数</li> <li>・ETFの上場数</li> </ul> <p>（注）目標値・達成時期が設定されていない指標は、事務事業の性格上、設定していません。</p>
参考指標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人のETF売買金額（委託）の推移</li> <li>・個人のREIT売買金額（委託）の推移</li> <li>・公募株式投資信託の販売状況（純資産残高）の推移</li> <li>・国民の投資知識の状況</li> </ul> <p>※金融広報中央委員会「金融に関する消費者アンケート調査」等</p>

【平成20年度主な事務事業】

事務事業	実施内容
①安心して投資できる環境の整備	利用者保護と利用者利便のバランスに配慮した金融商品取引法の趣旨・目的が広く理解され、同法の円滑な運用がなされるよう努める。（再掲）
②「貯蓄から投資へ」の流れを促進するための税制面の環境整備	「貯蓄から投資へ」の流れを推進し、個人投資家がリスク資産に適切に投資をすることが可能となるよう、税制面での環境整備に努める。

<p>③金融分野における裁判外の苦情・紛争解決支援制度等の充実</p>	<p>金融分野における裁判外の苦情・紛争解決支援制度（金融ADR）について、金融トラブル連絡調整協議会における座長メモ（平成20年6月）を踏まえ、関係機関等と連携し、制度整備に向けた検討を行う。</p> <p>また、金融商品取引に係る苦情解決・あっせんを業務とする民間団体を認定する認定投資者保護団体制度について、一層の周知を図り、消費者団体やNPO法人、各種業界団体などに広く同制度が活用されるよう促進する。</p>
<p>④金融経済教育の充実（再掲）</p>	<p>個人が自ら運用する資産のリスクとリターンを的確に把握し、ライフスタイル・ライフステージに応じた適切な資産運用が行えるよう、「金融経済教育に関する論点整理」（金融経済教育懇談会、平成17年6月公表）等を踏まえ、関係省庁・民間団体との連携強化、シンポジウムの開催、パンフレット等の整備・普及、金融庁ウェブサイトを通じた情報提供等を行う。</p>
<p>⑤ETF（上場投資信託）の多様化</p>	<p>商品現物と交換可能な投資信託の導入等を盛り込んだ「金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成20年6月成立）」に関連する政令・内閣府令等の所要の制度改正に取り組む。</p> <p style="text-align: right;">〔R I A〕</p>

【担当課室名】

総務企画局市場課、総務企画局企画課、総務企画局政策課、監督局証券課、証券取引等監視委員会事務局

### 施策Ⅲ－２－（１）

#### 金融サービス業の活力と競争の促進に向けた制度設計

達成目標	内外の利用者のニーズに的確に応え、金融サービス業の創意工夫・活力・競争を促すこと
目標設定の考え方及びその根拠	内外の利用者のニーズに的確に応え、多様で質の高い金融サービスの提供を可能とするため、時代のニーズにマッチした制度的枠組みを整備する。また、金融グループ自らの創意工夫により、顧客に対しより質の高いサービスを提供する環境を整備する。 【根拠】 ・金融・資本市場競争力強化プラン（平成19年12月21日） ・経済財政改革の基本方針2007（平成19年6月19日閣議決定） ・経済財政諮問会議グローバル化改革専門調査会「グローバル化改革専門調査会第1次報告ーグローバル化の活力を成長へー」（平成19年5月8日） ・金融審議会金融分科会情報技術革新と金融制度に関するワーキンググループ「新しい電子的支払サービスの発展に向けた課題について」（座長メモ）（平成18年4月26日）
測定指標 （目標値・達成時期）	— （注）達成目標の達成度を測る適当な指標がないため、参考指標を活用するなどして評価を実施します。
参考指標	・主な事務事業に掲げた制度の見直し等に係る進捗状況

#### 【平成20年度主な事務事業】

事務事業	実施内容
①銀行・証券・保険間のファイアーウォール規制の見直し	銀行・証券・保険間の役職員の兼職制限の撤廃や利益相反管理体制の整備の義務付け等を盛り込んだ「金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成20年6月成立）」に関連する政令・内閣府令等の所要の制度整備に取り組む。 〔R I A〕
②銀行・保険会社グループの業務範囲の拡大	商品現物取引、排出量取引、投資助言業務等に係る銀行・保険会社グループの業務範囲の拡大等を盛り込んだ「金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成20年6月成立）」に関連する政令・内閣府令等の所要の制度整備に取り組む。 〔R I A〕
③協同組織金融機関（信用金庫・信用組合）の業務及び組織のあり方についての検討	今日における環境の中で、我が国金融システムにおいて協同組織金融機関が今後果たすべき役割、それに相応しい業務及び組織の在り方について、総合的な視点から見直しを検討する。

#### 【担当課室名】

総務企画局企画課、総務企画局企画課調査室、総務企画局企画課信用制度参事官室、総務企画局企画課保険企画室、総務企画局市場課、総務企画局政策課

### 施策Ⅲ－２－（２）

#### 地域密着型金融の推進及び中小企業金融の円滑化

達成目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>①地域密着型金融の推進が図られること</li> <li>②中小企業金融の円滑化が図られること</li> </ul>
目標設定の考え方及びその根拠	<p>中小・地域金融機関は、地域密着型金融の中心的な担い手として、地域経済の再生・活性化等のために、その推進を図っていく必要がある。</p> <p>また、不動産担保・個人保証に過度に依存しない融資の推進等により、中小企業への資金供給を円滑化する必要がある。</p> <p>【根拠】経済財政改革の基本方針 2007（平成 19 年 6 月 19 日閣議決定）、中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針等</p>
測定指標 (目標値・達成時期)	<ul style="list-style-type: none"> <li>①地域密着型金融の推進 <ul style="list-style-type: none"> <li>・中小・地域金融機関の地域密着型金融に関する取組み評価（肯定的評価が過半数以上・20 年度末）</li> <li>※金融機関に対する利用者等の評価に関するアンケート調査</li> </ul> </li> <li>②中小企業金融の円滑化 <ul style="list-style-type: none"> <li>・金融サービス利用者相談室における貸し渋り・貸し剥がしに関する情報の受付状況＜内容・件数＞</li> <li>（注）上記測定指標の目標値・達成時期は、事務事業の性格上、設定していません。</li> <li>・中小企業に対する貸出態度判断 D. 1.（0 以上・21 年 6 月）</li> <li>※日本銀行「全国企業短期経済観測調査」</li> </ul> </li> </ul>
参考指標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中小・地域金融機関における地域密着型金融の取組み内容</li> <li>・不動産担保・個人保証に過度に依存しない融資の実績（金額）</li> <li>・中小企業向け貸出残高の対前年同月比</li> <li>・金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕の中小企業向け説明会の開催実績</li> <li>・金融検査指摘事例集の公表実績</li> </ul>

#### 【平成 20 年度主な事務事業】

事務事業	実施内容
①地域密着型金融の推進	<p>19 年 8 月に改正した「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」等に基づき、各金融機関の自主性をより重視しつつ、引き続き地域密着型金融の推進を図る。</p> <p>金融機関に共通して取組みを求める以下の 3 項目については、金融機関に年 1 回程度定期的な公表、報告を求め、当局からも実績を公表する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>（1）ライフサイクルに応じた取引先企業の支援の一層の強化</li> <li>（2）事業価値を見極める融資手法をはじめ中小企業に適した資金供給手法の徹底</li> </ul>



	<p>(3) 地域の情報集積を活用した持続可能な地域経済への貢献 また、地域密着型金融への取組み方針や取組み状況等について定期的なヒアリングを実施すること等によりフォローアップを行うほか、優秀な事例については顕彰を実施する。</p>
②中小企業金融の円滑化	<p>不動産担保・個人保証に過度に依存しない融資の推進や中小企業を含む健全な取引先に対する資金供給の一層の円滑化に努めること等について、金融機関等との意見交換会等において要請する。</p> <p>また、地域密着型金融の枠組みの中においても、取引先の事業価値を見極める融資手法をはじめ、中小企業に適した資金供給手法の徹底についてフォローアップを行う。</p>
③金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕の周知	<p>金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕を借り手である中小企業に対して周知するため、わかりやすいパンフレット（『知ってナットク！中小企業の資金調達に役立つ金融検査の知識』）を用いた中小企業向け説明会を、全国で開催する。</p>
④地域の中小企業の事業再生支援	<p>金融検査指摘事例集等の作成・公表をはじめ、金融機関による企業の事業再生の取組みについて、検査・監督で積極的な評価・周知を図る。</p>

【担当課室名】

監督局総務課、監督局総務課協同組織金融室、監督局銀行第一課、監督局銀行第二課、総務企画局政策課、検査局総務課

施策Ⅲ－３－（１）

金融行政の透明性・予測可能性の向上

達成目標	明確なルールに基づく透明かつ公正な金融行政を徹底すること
目標設定の考え方及びその根拠	我が国金融・資本市場の活性化や競争力の強化を図るために、金融規制の質的向上（ベター・レギュレーション）の取組みを進める必要がある。
測定指標 （目標値・達成時期）	・ベター・レギュレーションの進捗状況調査に係るアンケート結果 （前回調査結果より向上・20年度調査時点）
参考指標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ノーアクションレター、一般法令照会の受理件数及び回答件数</li> <li>・金融業界との意見交換会の開催実績</li> <li>・行政処分の実施状況＜内容・件数＞</li> <li>・監督指針等の改正実績及び検査マニュアルの改訂実績</li> <li>・金融庁ウェブサイトへのアクセス件数</li> <li>・金融庁ウェブサイトへの新着情報メール配信サービス登録件数</li> <li>・和英両文による報道発表等件数</li> <li>・法令等遵守調査室に寄せられた情報のうち受付対象となった件数</li> <li>・法令等遵守調査室において調査に着手した件数</li> <li>・金融検査指摘事例集の公表実績</li> </ul>

【平成20年度主な事務事業】

事務事業	実施内容
①ノーアクションレター制度等の適切な運用	ルールの解釈・適用に関する透明性・予見可能性を高めるため、ノーアクションレター制度等についてホームページ等を活用した周知を行い、同制度の利用を促進させるよう、適切な運用を図る。
②行政処分についての透明性の向上	<p>金融庁及び財務局等が行った法令違反等に対する不利益処分を、原因となった事実関係及び根拠となった法令・条文等を明示しつつ公表することにより、金融行政の透明性の確保を図るとともに、他の金融機関等における予測可能性を高め、同様の事案の発生の抑制を図る。</p> <p>また、行政処分に対する金融庁の従来からの考え方を改めて示した「金融上の行政処分について」（19年3月公表）の業界への周知を引き続き図る。</p>
③金融行政に関する広報の充実（再掲）	<p>様々な機会を捉え、新聞、雑誌、テレビ等の媒体を活用し、金融行政に関する広報を行う。</p> <p>金融庁ウェブサイトの内容・機能の充実等を図り、金融行政に関する基礎的資料や時々の金融行政の考え方に、利用者や海外の関係者が容易にアクセスできる環境の整備を図る。</p>

	<p>また、海外向け情報発信の充実・強化を図るため、記者会見・講演、重要な政策の説明をはじめ、主に外資系金融機関・海外に拠点を持つ金融機関に関する報道発表等について、和英両文による報道発表を推進するほか、海外プレス・ブリーフィングを実施する。</p>
④金融庁法令等遵守調査室の積極的活用	<p>信頼される金融行政の確立に資するよう、今後とも法令等遵守調査室を活用していく。</p>
⑤検査結果の金融機関へのフィードバック体制の充実	<p>金融機関のリスク管理態勢等の構築（貸出形態の複雑化や運用商品の多様化等を踏まえた態勢の整備）や実効性のある利用者保護の実現（説明責任の履行に向けた態勢の整備や相談・苦情等への対応）等に関する事例を盛り込んだ指摘事例集を作成・公表する。</p>
⑥プリンシプルの普及・啓発	<p>プリンシプルについての関係者との対話を行い、業界・各金融機関の自主的な取組みにつながるよう、普及・啓発に努める。</p> <p>また、プリンシプルに即した実効的な行政対応に努める。</p>

【担当課室名】

監督局総務課、総務企画局総務課、総務企画局政策課広報室（再掲）、検査局総務課

## 業務支援基盤整備に係る施策

分野	1 人的資源	
課題	1－(1) 専門性の高い職員の育成・強化	
施策	1－(1)－① 職員の育成・強化のための諸施策の実施	

分野	2 情報	
課題	2－(1) 行政事務の効率化のための情報化	
施策	2－(1)－① 行政事務の電子化等による利便性の高い効率的な金融行政の推進	
課題	2－(2) 金融行政の専門性向上のための情報収集・分析	
施策	2－(2)－① 専門性の高い調査研究の実施	

業務支援基盤整備に係る施策 1-(1)-①

職員の育成・強化のための諸施策の実施

達成目標	職員の資質の向上を図ること
目標設定の考え方及びその根拠	<p>金融庁職員が金融技術の進展や市場の動向に的確に対応できるよう、その資質の向上を図ることが必要となる。</p> <p>【根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ベター・レギュレーション（金融規制の質的向上）</li> <li>・ 金融・資本市場競争力強化プラン（平成 19 年 12 月 21 日）</li> <li>・ 金融庁人材強化プログラム（平成 17 年 9 月 2 日）</li> </ul>
測定指標 (目標値・達成時期)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 研修実施件数及び受講者数（前年度より増加・20 年度末）</li> <li>・ 受講生による研修内容に関する評価結果（5 段階評価で平均 3 以上・20 年度末）</li> </ul>
参考指標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 民間専門家の在職者数</li> </ul>

【平成 20 年度主な事務事業】

事務事業	実施内容
① 高度な専門知識を有する職員の確保・育成	<p>ベター・レギュレーション（金融規制の質的向上）に向けての取組みとして、内外の大学院への派遣やきめ細やかな研修の実施等を通じた研修の充実により、職員の専門性の強化を図るとともに、高度な専門的知識を有する弁護士や公認会計士、金融・証券の専門知識を有する金融実務経験者など民間専門家の確保に努めていく。</p>

【担当課室名】

総務企画局総務課開発研修室、総務企画局総務課

業務支援基盤整備に係る施策 2-(1)-①

行政事務の電子化等による利便性の高い効率的な金融行政の推進

達成目標①	可能な限り早期に最適化を実施し、業務の効率化を図ること
目標設定の考え方 及びその根拠	「今後の行政改革の方針」（平成 16 年 12 月 24 日閣議決定）において、「業務・システムの最適化及びこれに対応した減量・効率化等の取組を進める。」こととされている。 【根拠】「今後の行政改革の方針」（平成 16 年 12 月 24 日閣議決定）等
測定指標 (目標値・達成時期)	・ 経費削減額 ・ 業務処理時間の短縮 (各測定指標の目標値及び達成時期は、「最適化効果指標」（平成 18 年 6 月 27 日金融庁行政情報化推進委員会決定）を参照する。)
参考指標	

達成目標②	情報システム調達最適化を図ること
目標設定の考え方 及びその根拠	「情報システムに係る政府調達制度の見直しについて」（平成 16 年 3 月 30 日改定。情報システムに係る政府調達府省連絡会議了承）において、「極端な安値落札などの問題の再発を防止し、質の高い低廉な情報システムの調達を図り、質の高い電子政府の構築を実現する」こととされている。 【根拠】「情報システムに係る政府調達制度の見直しについて」等
測定指標 (目標値・達成時期)	・ 情報システム調達会議の実施内容 (注) 上記測定指標は、定性的指標であるため、目標値・達成時期は設定していません。
参考指標	・ 随意契約比率（企画競争・公募による契約または少額の契約を除く件数ベース）

【平成 20 年度主な事務事業】

事務事業	実施内容
①業務・システムの最適化の実施	「金融検査及び監督並びに証券取引等監視等業務に関する業務・システム最適化計画」については、情報システムの設計・開発に向けた取組を引き続き行う。 「有価証券報告書等に関する業務の業務・システム最適化計画」及び「金融庁ネットワーク（共通システム）最適化計画」については、平成 19 年度に構築が完了した情報システムの運用・保守を実施し、経費の削減と業務処理時間の短縮等、業務の効率化を図っていく。

②情報システム調達の適正化	情報システム調達については、長官をヘッドとする「情報システム調達会議」で調達の必要性、契約方針、契約内容等の妥当性の審議を行う。
---------------	--

【担当課室名】

総務企画局総務課情報化・業務企画室、総務企画局総務課管理室、総務企画局企業開示課、検査局総務課、監督局総務課、証券取引等監視委員会事務局総務課

業務支援基盤整備に係る施策 2-(2)-①

専門性の高い調査研究の実施

達成目標	調査研究を通じて金融行政の専門性向上に資すること
目標設定の考え方 及びその根拠	金融情勢の変化に的確に対応しつつ、適切な行政運営を確保していくため、金融環境に対応した様々なテーマについて調査研究を実施し、その成果の還元や庁内関係部局・外部有識者等との情報交流により、職員の専門性・先見性の向上を図っていく。 【根拠】金融庁人材強化プログラム（平成 17 年 9 月 2 日）
測定指標 (目標値・達成時期)	— (注) 達成目標の達成度を測る適当な指標がないため、参考指標を活用するなどして評価を実施します。
参考指標	・ 研究成果（研究論文等の本数・分野）の公表実績 ・ 研究会、ワークショップ等の開催実績

【平成 20 年度主な事務事業】

事務事業	実施内容
①金融環境の変化に応じた調査・研究の実施	金融に関する様々なテーマを取りあげて調査研究を行い、その成果を研究論文等の形でインターネット等の手段により国内外に情報発信するとともに、研究会等を開催し、庁内の関係職員の業務に資するよう、フィードバックを行う。

【担当課室名】

総務企画局企画課研究開発室



## 【評価の判断基準】

実績評価は、次の観点から多面的に評価することを基本とします。

### 1. 指標等に照らした目標の達成度

#### (1) 定量的指標の場合

- A 当該年度の想定基準に対し 80%以上の場合
- B 当該年度の想定基準に対し 50%以上 80%未満の場合
- C 当該年度の想定基準に対し 50%未満の場合

#### (2) 定性的指標の場合

- A 当該年度の想定状況に対し、ほぼ想定どおり又はそれを超える状況となった場合
- B 当該年度の想定状況に対し、想定どおりの状況には至っていないが、一定の成果が上がっている場合
- C 当該年度の想定状況に対し、想定どおりの状況にならなかった場合

### 2. 目標を達成するための事務運営のプロセス（施策・活動の手段や進め方）が適切、効率的かつ有効であったか。

## 【端的な結論の基本類型】

現時点で成果の発現が予定されるもの	政策の達成に向けて成果が上がっており、今後もこれまでの取組みを進めていく必要がある。
	政策の達成に向けて一定の成果が上がっているが、環境の変化や取組みの有効性等を踏まえ、取組みの充実・改善や新たな施策の検討等を行う必要がある。
	政策の達成に向けて成果は上がっておらず、取組みの見直し等を行う必要がある。
平成 21 年度以降に成果の発現が予定されるもの	現時点では成果の発現は予定されていないが、政策の達成に向けた制度構築等が行われており、引き続きこれまでの取組みを進めていく必要がある。
	現時点では成果の発現は予定されていないが、政策の達成に向け業務は適切に実施されており、引き続きこれまでの取組みを行う必要がある。
	現時点では成果の発現は予定されておらず、業務の実施状況や環境の変化等を踏まえ、取組みの充実や改善を行う必要がある。